

三重縣公報

第五千八百二十号

昭和二十二年八月二十三日

規則

●三重縣規則第三十四号
 三重縣選官退職手當支給規則の一部を、次のように改正し、昭和二十二年五月三日から、これを適用する。

昭和二十二年八月二十三日

三重縣知事 青木 理

第十二條 三項中「家督相続人はその他の者に、男は女に」を削り、次に、左の一項を加える。
 第二項の遺族のない場合においては、葬祭を行つた者に對して、第一項の規定により遺族に支給する選官、退職手當の二分の一を支給することができる。

告示

●三重縣告示第三百五十三号
 三重郡下野村耕地整理組合工事施行に伴い、字區域を、次のよりに變更し、昭和二十二年八月十九日から、これを施行した。
 昭和二十二年八月二十三日

三重縣知事 青木 理

大字	字	地番	地目	地積	摘要
北山	五之坪	一三九	田	反三一四	八〇一步ノ内
同	同	一四〇	同	一〇四	三〇一步ノ内
同	同	一四一	同	九〇七	八〇一步ノ内
同	同	一四二	同	三〇五	三〇一步ノ内
同	同	一四三	同	一〇〇	〇
同	同	一四四	同	五〇三	〇
同	同	一五六	山林	〇〇三	〇
同	同	一六九	田	一〇一	七二一步ノ内
同	同	一七〇	山林	二〇〇	二〇七歩ノ内
同	同	一七一	同	二一四	〇
同	同	一七二	同	四〇三	九二二歩ノ内
同	同	一八二	山林	〇〇三	二一三歩ノ内
中里	大川原	一六九	田	〇〇四	二五五歩ノ内
同	同	一九四	同	〇〇九	〇
同	同	一九五	同	〇〇二	〇
同	同	四八八	同	一〇〇	八二〇歩ノ内
同	同	四八八	同	三〇〇	三〇〇歩ノ内
同	同	五〇三	同	〇〇五	一〇〇歩ノ内
同	同	五〇四	同	〇〇五	一〇〇歩ノ内
同	同	五〇七	同	〇〇九	一〇〇歩ノ内

用消費者を除く。は九月十五日までに、登録票を、世帯單位に、その自由に選擇する「登録小賣店申請書」に差し出すこと。

四、登録小賣店申請店は、その受け付けた登録票を取纏めて市長の審査を受けること。

登録票は、各登録店舗において、整理保存すること。

五、登録小賣店申請店が、八〇人以上の消費者の登録を受けたときは、登録小賣店申請書(別記②)に市長の證明する登録人口を記載して、登録締切後五日以内に縣知事に差し出すこと。八〇人以上の消費者の登録を得た店舗が五〇に満たないときは八〇人未満の登録を得た店舗の高点者から五〇に達するまで順次繰上げてこれを登録店舗の資格を得た者と看做す。

六、登録小賣店舗の登録をしたときは、知事は、これを告示する。登録を受けられなかつた店舗は、登録小賣店舗たる権利を喪失するから、これらの店舗に登録をした消費者は、他の登録小賣店舗に追加登録をすること。

七、登録小賣店舗は、配給業者組合を組織して、配給業務の連絡調整を圖ること。

八、大口消費者及び業務用消費者は、市長の證明する消費人口を記載した配給申込書を荷受機關に届け出て、直接配給を受けること。

九、登録票の様式は、別記に準據して、市からこれを配布する。この登録は、三月ごとに更新する。

十、この登録を受けた者でなければ、鮮魚介類を市内において

販賣することができない。この條項に違反する場合は、臨時物資需給調整法により処罰される。

(別記一) 鮮魚介類登録店舗資格審査申請書

一、配給店舗の所在地

二、配給業務を行ふための設備能力(運搬その他の器具人員等)

三、配給業務に關係した略歴

四、荷受機關に對する所屬關係

五、添付書類 身分證明書

右の通りにつき審査を申請します。

昭和 年 月 日

住所 氏名

地方事務所長宛

(別記二) 登録票の様式

町 某		購入者 住居		氏名印		審査印	
何々市		氏名		氏名印		登録人口	
家庭用之印		氏名		氏名印		登録人口	
家 庭 用 之 印		氏名		氏名印		登録人口	
さかな配給登録票		氏名		氏名印		登録人口	
登録小賣店申請書		氏名		氏名印		登録人口	
月 登 期 登 年		氏 名		氏 名 印		登 録 口	
日 録 間 録 齡		名		印		口	
昭 和 二 十 二 年		昭 和 二 十 二 年		昭 和 二 十 二 年		昭 和 二 十 二 年	
月 月		月 月		月 月		月 月	
日 日		日 日		日 日		日 日	

(別記三)

鮮魚介類小賣店舗登録申請書

- 一、申請者の住所氏名
 - 二、配給店舗の所在地
 - 三、登録を受けた戸数及び人口並びに地域
 - 四、配給業務を行うための設備能力(運搬その他の器具、人員等)
 - 五、配給業務に關係した略歴
 - 六、荷受機關に對する所屬關係
- (註) 第三号については市長の審査した證明を添附すること

右農林省令鮮魚介配給規則第十二條により、登録されることを申請します。

昭和 年 月 日

住所 申請者 氏 名

三重縣知事宛

三重縣知事宛

●三重縣告示第三百五十六号

定置漁業を、次のように免許し、免許漁業原簿に登録した。

昭和二十二年八月二十三日

三重縣知事 青木 理

免許年月日	漁業種者	漁場の位置	漁業の種類及び名稱	漁獲物の種類	漁業時期	漁業權存續期間
昭和二十二年九月十日	多氣郡津田村大字津田	多氣郡津田村大字津田	鮎類	鮎類	九月十日から十月十五日	五年
昭和二十二年九月十日	津留五百番	江村大字茅廣	鮎類	鮎類	九月十日から十月十五日	五年
昭和二十二年九月十日	岡地四十八番	原宇新田地	鮎類	鮎類	九月十日から十月十五日	五年
昭和二十二年九月十日	岡地四十八番	先縮田川水	鮎類	鮎類	九月十日から十月十五日	五年

條件制限

- 一、舟並並びに流筏木の慣行を妨げてはならない。
 - 二、河川に關する工事その他公益上支障がある場合には、この免許を制限し、又は取消すことがある。
- 前項の場合に損害を生ずることがあつても、賠償を求めらることはできない。

●三重縣告示第三百五十七号
昭和二十二年八月二十一日次の通り林産組合の設立を、認可した。
昭和二十二年八月二十三日

- 一、名 稱 三重縣知事 青 木 理
- 二、事務所 松阪木材配給林産組合
- 三、目的 松阪市大字垣桑八八番地の一

この組合は、組合員が、協同して、自主的に木材業の改良、發達並びに、木材配給の適正を圖る。

- 一、行方事業
- 二、木材業の指導獎勵についての施設。
- 三、組合員の販賣する木材の運搬保管及び販賣。
- 四、組合員の木材業に必要な物資の供給又は資金の貸付。
- 五、組合員の福利厚生の増進についての施設。
- 六、前各号に掲げるものの外、この組合の目的達成上必要なる事業。

この組合は、前項の事業の外、次の事業を行う。

- 一、政府の指示に基く、木材の配給についての調査。
- 二、木材の價格統制についての政府の施策に對する協力。
- 三、政府の指示に基く木材業に必要な物資の調査。
- 四、地 區 松阪市一圓及び飯南郡松江村の區域
- 五、組合員たる資格

地區内において、他の者の生産した木材の賣買又は媒介及びそれに附隨する業務を営む者。

七、組合員數 一六名。
八、出資總口數 一、六〇〇口、一〇一〇〇圓、二分の一拂込。
●三重縣告示第十二号
第九回三重縣農地委員會の日時、場所及び議案を、次のように定める。
昭和二十二年八月二十三日

- 一、開催の日時 三重縣農地委員長 青 木 理
- 二、開催の場所 昭和二十二年八月三十日(午前十時から)
- 三、議 案 三重縣會議場

一、自作農創設特別措置法第三十一條第五項において準用する同法第七條第三項の規定による未墾地買収計畫についての異議申立に對する決定について

二、自作農創設特別措置法第三十一條第五項において準用する同法第八條の規定による未墾地買収計畫認可申請について

三、自作農創設特別措置法第三十八條第二項において準用する同法第八條の規定による未墾地買収計畫の承認について

廳中事項

●敘任辭令
昭和二十年五月六日 三重縣廳 奥山 富造

給五級俸
昭和二十二年七月二十四日 三重縣事務吏員 北角 克己

五号俸を給する
昭和二十二年七月三十日 同 高橋 壽

七号俸を給する
昭和二十二年七月三十一日 同 宮崎 三郎

歳入徴收官第一復員局經理部長分掌官を命ずる
三重縣技術吏員兼三重縣事務吏員

- 同 宮崎 三郎
- 同 澤 國九
- 同 平 純孝
- 同 龜井 久生
- 同 富田 三郎
- 同 神田 清藏
- 同 片岡 裕三
- 同 青木 長夫
- 同 田阪 明夫
- 同 祖父江 明夫

(各通)
願に依り本職を免する
昭和二十二年八月十三日 三重縣事務吏員 高橋 葵夫
三重縣技術吏員 東 川 弘

伊賀地方事務所長に補する
同 嶋地 克哉

鈴鹿地方事務所長に補する
同 奥村 參三郎

桑名員弁地方事務所總務課長事務取扱を命ずる
同 大川 久

伊賀地方事務所長心得を免する
同 福山 陸男

經濟部畜産課長に補する
三重縣技術吏員 西野 光一

三重縣事務吏員に任命する
三級に敘する
十四号俸を給する
同 小淵 藤一郎

教育民生部社會教育課長に補する
三重縣事務吏員

- 同 阪野 界
- 同 杜多 憲
- 同 盆野 輝男
- 同 坂本 圓藏
- 同 教育民生部社會教育課勤務を命ずる
- 同 三柳 將雄

